

第 19 回目の今回は、「学術集会への演題応募等に必要となる倫理的手続き」についてお届けします。

皆様は、今年の学会参加、発表の予定はもうお決まりでしょうか？
もし、患者さんの診療情報等を用いた発表をお考えの場合には、発表に向けた準備として「倫理手続きの必要性の確認」を必ず最初に行ってください。

北里大学病院では、臨床研究等に携わるすべての関係者の方に
[「北里大学病院における学術集会への演題応募等に必要となる倫理的手続きに関する基本方針」](#)※の遵守を求めています。

患者さんの診療情報を診療以外の目的、即ち研究成果等として学術集会への演題応募に用いることは、「個人情報目的外利用」に当たり、一部の例外を除き「臨床研究」としての倫理的手続きが必要とされています。

健康な方から研究目的で情報や検体を提供いただく場合も、内容や同意の適切性について倫理的な確認を得ることが必要です。

必要となる手順は以下のとおりです。

- ① 臨床研究に必要な研究計画書等の作成
- ② ①についての「倫理審査委員会による審査」
- ③ 「病院長による臨床研究の実施許可」
- ④ 臨床研究の開始
- ⑤ 研究成績の取り纏め⇒学会抄録等の作成

どのような場合に「臨床研究」としての倫理的手続きを必要とするかなどについて判断に悩む場合は HRP 室までご相談ください。

※期限付きリンクです。期限切れ後は [HRP 通信バックナンバー](#) (第 19 号 2023 年 3 月発行)、もしくはイントラネット「部門からのお知らせ」⇒「HRP 室」⇒【手順書】⇒「北里大学病院における学術集会への演題応募等に必要となる倫理的手続きに関する基本方針」をご確認ください。